

平成 24 年度第 4 回（110 回）

清瀬市まちづくり委員会議事要旨

日 時：平成 24 年 10 月 22 日午後 3 時から

場 所：市役所 4 階 第 2 委員会室

出席者：下嶋一義、伴貞男、戸塚弘、原剛、大森正子、織田祐輔、長縄宜幸、野島和季子、鈴木紀子、石津和幸、河原守、菊池義昭、齊藤しのぶ、赤石達樹、青山茂昭、真田美那子、星野芙美子

事務局（市民協働係長、企画課主事）

欠席者：金子裕輝、原田輝雄、小川弥栄子

<配布資料>

- 1 平成 24 年度第 4 回（第 110 回）清瀬市まちづくり委員会次第
- 2 提案「環境保護のためアイドリングストップ強化を」資料
- 3 まちづくり提案審議 進行表
- 4 提案「老人いこいの家の有効活用化」審議結果(案)
- 5 提案「まちづくり委員会が 2 年に 1 度、10 名の入れ替えについて」審議結果(案)
- 6 提案「老人いこいの家の有効活用化」資料(委員より)

1 開会

委員長：先に前回の議事要旨であるが、最後の文章で「この回答については私が作成したい」を「この回答の原案を次回までにまとめてきます。」に変更したい。

2 前回の確認

<委員により前回の議事要旨を確認。>

事務局：提案「老人いこいの家の有効活用化」と提案「まちづくり委員会が 2 年に 1 度、10 名の入れ替えについて」の審議結果報告を作成したので

確認してもらいたい。

委員長：「まちづくり委員会が2年に1度、10名の入れ替えについて」の審議結果報告について確認いただきたい。

<委員長により「まちづくり委員会が2年に1度、10名の入れ替えについて」の審議結果報告を読み上げた。>

委員長：この原案でよいか。

<了承。>

委員長：「老人いこいの家の有効活用化」の審議結果報告について確認いただきたい。

<委員長により「老人いこいの家の有効活用化」の審議結果報告を読み上げた。>

委員：「老人いこいの家の名称について」の資料について、これはなにか。

委員：これは私が他市の同じ役割を担う公共施設の名称について調べた資料である。他市は施設の愛称を市民公募で行い、決めている場合がある。

委員：愛称をつけることについては法律に触れるのか。

事務局：条例等を変えることが出来る。愛称については地域の老人クラブ等で決めることは問題ない。

委員：企画課からの公募は出来るのか。

事務局：老人いこいの家については所管が高齢支援課である。また地域の意見もあるので高齢支援課独自では愛称をつけるのは難しいという話であった。

委員：名称を変えるのがメインではなく、利用率を上げるのがメインである。

委員：高齢者でも地域の老人会に入らなければ使用出来ないのが問題であり、また誰でも使いやすくするのが課題である。

委員：高齢支援課では使用者の把握はしているのか。

委員：パソコンでデータ管理等はしてないと思う。

委員：いこいの家を子供への塾として利用し、利益を得る方で問題になった話を聞いたことがある。利用申請について市で今後厳密にチェックしてもらいたい。

委員長：この審議結果報告に愛称について高齢支援課に再度検討してもらおう。また現在の利用規約の見直しについても検討してもらおう内容を織り交ぜて、次回までにもう一度作成する。では「禁煙地域の拡大で、停滞している禁煙運動の更なる前進を！」の審議に行いたい。

【提案内容】

現在、禁煙指定地域での喫煙罰則制度や吸殻のポイ捨て禁止条例などで、官民の協力により禁煙運動の浸透やポイ捨ては徐々に良くなってきている。

しかし、禁煙運動は世の流れであり、清瀬市が現状で満足しているのは明るく健康な町づくりをめざす姿としては情けなく、先進都市に遅れを取る。

罰則制度があっても適用例がなく、ポイ捨ても皆無ではない。次のステップをめざして官民が協力して禁煙運動を更に前進させるべき時期である。あきらめないうで禁煙を進めて行くべき。やれば出来る筈。そこで、現状の禁煙エリアに加え、次の対策を実施する様提案したい。

- (1) 市内の公園（都市公園、自然公園、ポケット公園や緑地（雑木林、指定緑地）では、全面禁煙とし看板設置で皆の目で監視、注意して行く努力を！（特にポイ捨てによる公園と緑地での火災が心配）
- (2) 市内の全飲食店（食堂、レストラン、酒屋、喫茶など）店内での喫煙全面禁止（飲食店での喫煙は不愉快、吸わない人にもっと配慮せよ）。
- (3) 現状、緑地・公園などに設置の吸殻ポイ捨て禁止看板は、誤解を招くので撤去し、禁煙看板に変更する。

以上、3 項を実施し公共場所での禁煙運動を前進させ、明るく健康な都市をめざすべきと思う。

委員長：また同じような環境保護に関連する提案「環境保護のためのアイドリングストップ強化を」があるので併せて行いたい。

【提案内容】

東京都条例（大気汚染防止法）で決められている自動車のアイドリングストップですが、市内での実施状況は相変わらずアイドリングが多く、特に夏場などの道路脇街路樹・雑木林など日陰場所でのアイドリング車が目立つ。以前市長への手紙で、市内重点地域（多発場所）に限り、看板設置や警察パトロール強化と市民協力で前進させる様提言したが、2 年経過した現在状況は余り変わらず、市長への手紙（提言）ではその場しのぎの回答に終わり実行力がない。市は本気で環境保護を進めて行く確固があるのか極めて疑問。下記、特定地域のアイドリングストップ強化推進を再度提言し、官民一体で減少させて行く施策と努力を行ってほしい。緑と清澄な空気の都市“清瀬”は町づくりの重要な視点である。

1) ケヤキ通り全域 2) 御殿山 3) 台田市有林 4) 金山公園駐車場 5) 4中脇 ではダンプ・乗用車が頻繁に停止させ、アイドリング状態で眠っているか食事や休憩をしていて、空気を汚すだけでなく、路線バスの通行を妨げ、自転車レーンを遮断し危険。目立つ場所に看板設置と警察のパトロール強化（特に夏場）を早急に対策してほしい。

市民としても今迄注意（通報）はしているが、看板など車に協力し易い環境にする。

委員長：まず禁煙の方から委員の意見を伺いたい。

委員：禁煙という問題は市レベルではなく、国全体の動きである。

委員：禁煙については市で条例を設置していないのか。

事務局：禁煙に関しての条例は市ではない。過去にまちづくり委員会では「清瀬市まちを美しくする条例の活性化」の提案を市長への提言として上げた。内容としては環境美化推進重点地域を設け、歩行中や自転車等乗車中の喫煙を禁じ、違反した場合には今までの罰金を過料にした。

委員：タバコのポイ捨てはマナーの問題である。現在清瀬市では禁煙地域はあるのか。

事務局：駅前ロータリーも分煙という形で灰皿が設置されている。

委員：環境美化推進重点地域とはどこなのか。

事務局：清瀬駅の南口周辺及び北口周辺、清瀬駅北口ロータリーから清瀬小学校までのけやき通りである。

委員：その地区内で喫煙をしている人がいたら、実際どうなるのか。

事務局：見回りをしていると聞いている。まだ取り締まりはない。

委員：実際条例が機能し、市民に周知されているのか。

委員：看板等を河川敷や道路で設置出来ないのか。

委員：ポイ捨て禁止看板を禁煙看板に変更は可能であると思う。

委員：腕章を巻いた人が見回る等の重点地域を徹底することが必要であると思う。

委員：市内の公園は重点地域に出来ないのか。

事務局：重点地域については市だけで決めたのではなく、まち美化推進協議会やその他関係機関と協議して決められた。

委員：罰金と過料はどう違うのか。

事務局：次回、資料として報告したい。

委員長：この提案については委員各自調べてきてもらい、次回再度協議を行う。では「環境保護のためアイドリングストップ強化を」について話し合いたい。

委員：けやき通りの木々の下や、台田市有林でエンジンをつけたまま、停車している人がいる。

委員：東京都の条例は市でも適用するのか。

事務局：都の条例となるので、都内で適用となる

委員：やはりダンプの運転手を注意するのは気がひける。

委員：看板をたくさん設置するのが正しいのか自体をこの会議で話し合う時期であると思う。

事務局：この提案についてはアイドリングストップをすると、路上駐車の問題についての内容も含んでいるので協議願いたい。

- 委員：アイドリングストップのステッカーは市のどこにあるのか。また看板を闇雲につければ良いわけではない。
- 委員：市や警察のパトロールを順次増やしていけば良いと思う。一番の問題はアイドリングストップの認識を車に乗る人に持ってもらいたい。
- 委員：車を使う事業者やコンビニの駐車場等にアイドリングストップを呼び掛ける方法もあると思う。
- 委員：実際どこらへんに駐車されているのか。
- 委員：けやき通りならば、通りの終わりの大林組の前が多いと聞いた。市の条例にアイドリングストップについて加えることができないのか。
- 委員：環境保護の観点から、取り締まった方が良いと思う。
- 委員：この提案者はアイドリングストップをしてもらいたいのか、それとも路上駐車を取り締まりたいのか。
- 委員：そういう人がいつ止まっているのかを把握しないと取り締まりできない。
- 委員：その車が溜まる場所に看板を立ててみるのも良いと思う。
- 委員長：この提案についても再度協議したいので、各委員で調べてくる。

4 その他

今回は11月26日、市役所4階委員会室にて15時より行う。